

7月号目次

- 柔整の明細書発行が義務化へ
- 鍼灸柔整新聞より「柔整業界は令和4年度改定の“付帯事項”を忘れているのではないか？」
- 後期高齢者の窓口負担が変わります
- 今月のお歌

2年ぶりのイベント開催が次々と発表され、わくわくした気持ちでこの夏の予定を立てていた方も多いのではないだろうか。
穏やかではないニュースに頭を悩ませながらも、『対策しながら、楽しむ』ということを個人個人が努力していくことが、以前の状況に戻るには、結局は一番の近道のように思えます。
来年こそ開放的な夏を迎えるために、できることはしていきたいですね。みなさん、夏を楽しみましょう！

令和4年10月施術分から！ 柔整の明細書発行が義務化へ



令和4年5月27日発出の厚労省の柔整通知により、現在は『患者から不要の申出が無い限り領収証を無償で交付、また、患者から求められた場合には明細書を交付する』という取り決めだった領収証・明細書の交付について、交付の義務化およびそれに伴う交付料の料金が算定されることとなりました。

・明細書発行体制加算（患者に無償で明細書を交付した場合） 月1回 13円

『うちではそんな余裕はないので加算はしない』、という組合員さんもいらっしゃるかもしれませんが、今回の通知に関しましては、必ず明細書交付をしなければならないところと、患者さんに求められた場合に交付しなければならないところと、各施術所の営業体制によりパターン分けされることになっています。

柔整の健康保険を取り扱っている組合員さんにおかれましては、必ず以下の3パターンのうちのケースが当てはまるのか、ご確認いただきますようお願いいたします。

① 明細書発行機能があるレセコンを使用しており、かつ常勤職員3人以上の施術所

- A) R4年10月1日以降の施術分から、患者から一部負担金の支払いを受ける時に、患者から不要の申出が無い限りは無償で明細書を交付しなければならない。
- B) 明細書を発行する頻度は、支払いを受けるごとに毎回交付するのが原則だが、患者の求めに応じて1か月単位で交付することも差し支えない。
- C) 明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、患者の意向を的確に確認できるようにすること。

- D) 明細書が無償で交付する施術所であることをあらかじめ厚生局へ届出なければならない。(8月に組合より様式をお送りします)

※届出た施術所の情報は、厚生労働省ホームページにて保険者に向けて掲載されます。

② ①に該当しないが、明細書が無償で交付する施術所

- A) ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書が無償で交付することとした施術所は、①と同じように明細書が無償で交付する施術所であることを厚生局へ届出。①と同じように、R4年10月1日以降の施術分から、患者から一部負担金の支払いを受ける時に、患者から不要の申出が無い限りは無償で明細書を交付しなければならない。
- B) ①と同様。様式を満たしていれば手作りでも OK。
- C) ①と同様。
- D) ①と同様。

③ ①および②に該当しない施術所

- A) 患者から明細書の発行を求められた場合には、明細書を交付すること。有償可。
- B) ①と同様。様式を満たしていれば手作りでも OK。
- C) 希望する患者には明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示すること。
- D) 明細書が無償で交付しない（明細書発行体制加算を行わない）場合は、北海道厚生局への届出は不要。

以上が、ざっくりとまとめたものになります。いずれに当てはまるかご確認のうえ、具体的内容については厚労省の通知を各自**必ず**ご確認ください。

この度の通知について厚労省が『施術内容の透明化や患者への情報提供を推進するとともに、業界の健全な発展を図る観点から、明細書の患者への交付を義務化する』と説明しているとおり、患者さんへ保険請求の施術(請求)内容を把握してもらうことが可能です。したがって、近年増え続けている、保険者から患者さんへの照会による申請書返戻を、この明細書交付によって解消できる可能性も大いにあるかと考えられます。

①に該当する組合員さんにつきましては、各レセコン会社さんより明細書発行については連絡があるかとは思いますが、②はもちろん③に該当する組合員さんも、少なくとも患者さんより求められた時には領収書および明細書を発行しなければならないことになっていますので、今一度発行体制等についてご確認いただきますようお願いいたします。

柔整業界は令和 4 年度改定の 「付帯事項」を忘れているのではないか？

明細書義務化について…

令和 4 年度の柔整療養費料金改定が予定通り 6 月より実施されたが、ここに至るまでに厚労省の仕切りによって様々な議論が療養費検討専門委員会で行われたのは、ご存じだろう。ただ、専門委員会の資料や議事録などを眺めると、どうも今後重要になるであろうポイントが別にあるように感じる。

そこで今回の改定議論を「裏読み」したところ、次の点が見えてきた。令和 4 年度改定で「患者ごとの償還払いへの変更」や「明細書発行の義務化」などが施行されたが、「保険者単位で受領委任払いから償還払いに変更することを、次回改定に向けて検討する」ことも密かに盛り込まれ、承認されている点だ。これは、専門委員会の提出資料をくまなく読めば明らかで、今後 2 年間かけて協議する、いわば「付帯事項」と言えるものだろう。

特に、**明細書の義務化**と保険者単位での償還払い変更（受領委任の撤退）の関係性について着目したい。明細書の発行は、保険者側としてみれば、今後、積極的に行う施術所は「良い施術所」と評価し、なおかつ所属会員に対して明細書の発行を強く指導する施術者団体を高く評価することになる。言い換えれば、明細書を発行しない施術所は「悪い施術所」ということになり、また施術者団体が会員に明細書発行の指導をおこなえば、その団体は療養費の適正化をじゃまする存在だとして評価せず、施術者間・団体間を差別するといった見方も生じかねない。

保険者が上記のような態度を示す理由としては、明細書が受領委任の取扱いを悪用した水増し・架空請求などの不正や、部位転がしによる長期・多頻回といった極めて問題のある申請に対する確認作業の資料として重要だと考えているからだ。事実、明細書が不正・不当な請求のチェック機能に資するものだというのは、保険者側のこれまでの発言からも大いに理解できるであろう。

そして今般、「付帯事項」として了知されているから、施術所からの明細書発行が思うように実施されずに停滞気味となれば、事態は急を要することになるのは明らかだ。実際、明細書の発行頻度等の調査が今後行われることも決まっており、結果次第ではこの付帯事項通り、保険者単位で受領委任払いを廃止する検討が始まりかねない。また、これと併せて、「患者ごとに償還払いへ変更」の対象として見送られた「長期施術・頻回施術」の議論にも飛び火するかもしれない。

しかも、この「明細書の義務」は行政も推進する立場だ。今後、明細書の発行件数などは、行政当局の知るところとなるので、将来的に「明細書発行体制のある施術所だけを受領委任の取扱いを承認する」等の恣意的運用も技術的には可能になったといえる。時期改定の令和 6 年度まで、柔整業界はうかうかしてられない。

いつも以上にチェックをお願いします！ 後期高齢者の窓口負担金が変わります



現在、後期高齢者の保険証をお持ちの方は、窓口負担が一般の『1割負担』の方と、現役並所得のある『3割負担』の方の2種類でしたが、それに『2割負担』の方が増えます。

令和4年10月1日から、現役並所得のある3割負担の方を除き、一定以上の所得のある後期高齢者の方は窓口負担が『2割負担』になります。現在1割負担だった方が2割負担の対象に判定されるには、世帯収入なども関わってくるため、患者さんがお持ちになる保険証（後期高齢者医療被保険者証）を確認しないとわかりません。

少し先のお話にはなりますが、**令和4年10月1日以降**に来院された患者さんについては、『少し前に確認したから…』と油断せず、必ず保険証を確認させてもらってください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和4年9月30日
交付年月日	令和4年7月1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和7年7月7日
資格取得年月日	平成20年4月1日
有効期限	平成20年4月1日
一部負担金	1割
保険者番号	390111000
保険者住所	北海道後期高齢者医療広域連合



…… 第13支部 室蘭市
西江 須美先生より

- 待ちわびて 日を追うごとに今日こそは
郵便屋さんの 手渡しのはがき
- 当選の 通知の封書を握りしめ
目標に向かう 月曜の朝



北極星 次号は、**10月発行予定**です。
よろしくお願いいたします。

発行元 北海道鍼灸マッサージ柔整協同組合 発行責任者 吉田 孝雄
札幌市中央区南1条西13丁目317-3 ナンパ南1条ビル3F TEL 011-213-1033 FAX 011-213-1034
E-mail hokushinkyo@dolphin.ocn.ne.jp URL <http://www.hokushinkyo.jp/>